

生殖・ゲノム委員会規則

制定 2001年7月14日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会 生殖・ゲノム委員会(以下「委員会」という)と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は、日本泌尿器科学会倫理委員会（以下「倫理委員会」という）のもとに、ヒトゲノム研究の推進を図るためにその調整を行う。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ヒトゲノム研究に関して、学会内外の組織や諸機関との協調的研究活動を行うための推進とその調整を行う。
- (2) その他、倫理委員会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名(ただし理事を含むものとする)。
- (2) 倫理委員会委員長
- (3) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を倫理委員会に報告する。倫理委員会は報告された審議決定事項を審議し、理事会の議決を経なければならない。

4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会及び倫理委員会の議決を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2017年3月31日から施行する。

1 規則書式変更に伴う修正。

2 組織変更(学術委員会の諮問組織から倫理委員会の諮問組織へ)に伴う修正。

3 第4条

2 委員の構成を変更。(学術委員長の削除)

4 第6条

「委員及び幹事は、原則として、日本泌尿器科学会総会時の理事会において半数を改選する」という規則は削除。4 第6条

5 第7条 委員会報告の記載をひな形に合わせ変更。

6 第8条 委員会の開催の委員定数の変更(過半数→3分の2)。

7 第11条 2は第7条と内容同一のため削除。

8 附則 施行期日2の記載を削除。